

請願者による意見陳述について

1. 意見陳述の申出

- (1) 請願者が意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書（様式第1号）に必要事項を記入の上、議会事務局に提出する。
- (2) 意見陳述申出書の提出の締切日は、請願書の提出の締切日と同日とする。

2. 意見陳述の可否

- (1) 請願者から意見陳述の申出を受けた場合、議会運営委員会において意見陳述の可否を決定する。
- (2) 意見陳述の可否が決定され次第、申出者に意見陳述の可否を通知する。
- (3) 原則として、下記に掲げる場合には、意見陳述の対象外とする。
 - ①決議や意見書の提出を求める請願である場合
 - ②同一の者から同一趣旨の請願が1年以内に提出された場合
 - ③紹介議員の説明で趣旨が十分に理解でき、意見陳述する必要性がない場合

3. 意見陳述の方法

(1) 意見陳述者及び同席者

意見陳述者は、請願提出者または代理人1名とし、1名まで同席できることとする。なお、同席者は発言することができない。

(2) 実施時期

当該請願が付託された委員会において、請願審査の冒頭、休憩中に意見陳述を行う。

(3) 意見陳述の場所

当該委員会の開催場所において、意見陳述者席を設ける。
なお、意見陳述等の終了後は退席を求める。

(4) 陳述時間

原則、請願1件につき3分以内とする。

(5) 陳述内容

個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の個人・団体等への誹謗中傷、その他社会通念上不適切と判断される発言を禁止するとともに、当該請願の趣旨及び補足の説明に限る。

(6) 資料等の配付

意見陳述の際の資料配付は認めない。また、パネル等の使用は認めない。

(7) 意見陳述に対する確認事項等

委員は意見陳述者に対し、質疑等をすることができる。

ただし、意見陳述者から委員への質疑等は認めない。

4. 意見陳述者の変更・取下げ

- (1) 意見陳述者及び同席者の変更については原則認めない。
- (2) 意見陳述申出の取下げを行う場合は、当該請願が付託された委員会開催日の前日までに意見陳述取下げ申出書（様式第2号）を議会事務局に提出する。

5. その他

- (1) 意見陳述者及び同席者に対して、委員会出席に係る費用は支給しない。
- (2) 弘前市議会傍聴規則「傍聴人の守るべき事項」を準用する。
- (3) 円滑な議事運営のため、委員長の指示に従うこと。なお、指示に従わない場合は、当該意見陳述を中止させる。

令和 年 月 日

弘前市議会議長 殿

請願者 住 所

団体名

氏 名

連絡先

意見陳述申出書

令和 年 月 日付で提出した下記の請願について、意見陳述したいので
申し出ます。

記

1. 請 願 名 _____

2. 意見陳述者 本人 代理人 (代理人の場合は、以下も記入)
下記の代理人に意見陳述を行う権利を委任します。

請願提出者 _____ (自署)

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

(団体提出の場合)

代理人の当該団体における所属名称や役職 _____

3. 同 席 者

同席者あり

同席者の住所 _____

同席者の氏名 _____

(団体提出の場合)

同席者の当該団体における所属名称や役職 _____

同席者なし

※ 別紙「意見陳述に係る注意事項等」について了承の上、本申出書の提出をお願いします。

意見陳述に係る注意事項等

1. 意見陳述の可否の通知

意見陳述の可否が決定され次第、申出者に通知いたします。

2. 意見陳述の方法

(1) 意見陳述者及び同席者

意見陳述者は、請願提出者または代理人1名とし、1名まで同席できます。

なお、同席者は発言することができません。

(2) 実施時期

当該請願が付託された委員会において、請願審査の冒頭、休憩中に意見陳述を行っていただきます。

なお、議案等審査の進捗状況により、お待ちいただく場合があります。

(3) 意見陳述席

当該委員会の開催場所に意見陳述者席を用意します。

なお、意見陳述の終了後は退席していただきます。

(4) 陳述時間

原則、3分以内とします。

(5) 陳述内容

当該請願の趣旨及び補足の説明のみとし、個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の個人・団体等への誹謗中傷、その他社会通念上不適切と判断される発言は行わないようお願いします。

(6) 資料等の配付

意見陳述の際の資料配付やパネル等の使用はできません。

(7) 意見陳述に対する確認事項等

委員から質疑等があった際には、委員長の指示に従ってお答えください。

ただし、意見陳述者から委員に対して質疑等をすることはできません。

3. 意見陳述者の変更・取下げ

意見陳述者及び同席者の変更については原則できません。

意見陳述申出の取下げを行う場合は、当該請願が付託された委員会開催日の前日までに意見陳述取下げ申出書（様式第2号）を提出してください。

4. その他

(1) 委員会出席に係る費用は支給いたしません。

(2) 弘前市議会傍聴規則「傍聴人の守るべき事項」を準用いたします。

(3) 円滑な議事運営のため、委員長の指示に従ってください。

指示に従わない場合は、当該意見陳述を中止する場合があります。

令和 年 月 日

弘前市議会議長 殿

請願者 住 所

団体名

氏 名

連絡先

意見陳述取下げ申出書

令和 年 月 日付で提出した下記の請願についての意見陳述を取り下げ
たいので申し出ます。

記

請願名
